



さくのけいこ  
作野桂子 議員  
Sakuno Keiko

# Q. 豊山なかよし会と児童館を一体に

# A. 一体化に向け検討していく

12月定例会

討議

審議結果

委員会視察

一般質問



▲豊山なかよし会でも外遊びを

厚労省の発表によると、全国の放課後児童クラブ（なかよし会）で過ごす時間は、小学校低学年の長い子で、年間約1600時間である。学校で過ごす時間より約400時間も長い。

「放課後児童クラブ運営指針」で規定されている面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とされている。

一方で、保育所の基準は1.98㎡である。豊山なかよし会の面積は、規定の範囲内であるが、小学生が安心して過ごせる場所として、ふさわしいとは言えない。そこで質問する。

**Q** 新栄なかよし会と児童館事業は、一体化して実施している。

子どもたちが安心して過ごし、外遊びができる環境をつくるため、また、なかよし会と児童館の指導員バランスの問題を解決するため、豊山なかよし会と児童館事業も一体化して実施する必要があるのではないかと。

**A** 生活福祉部長  
今後、一体化した運営に向けて検討していく。

**Q** 特に、夏休みの豊山なかよし会には、切実な問題がある。子どもたちが毎日5時間ほど決められた場所で過ごしており、小競り合いが絶えない状態である。来年の夏休みまでに、早急な見直しが必要だと考えるがどうか。

**A** 生活福祉部長  
施設の現状は、十分理解している。一体化した運営に向けて検討していく。

# Q. 「教育機会確保法」理念の実現は

# A. 個に応じた指導を一層充実する

多くの不登校の子どもは様々な理由で苦しみ、学校へ行けない自分を責め、自分の家以外に居場所がないことで、やむに苦しんでいる。

がはかられるようにすること」を実現する具体案は何か。

国においては「就学年齢の子どもは学校に行つて学ぶ」ということを定めた「学校教育法」に対し、平成28年12月、初めてそれを補完するような「教育機会確保法」が制定された。不登校の子どもたちの居場所について、豊山町はどういう形で向き合えるのか。

**A** 教育委員会事務局長  
個に応じた指導を一層充実する。関係機関が連携し、不登校などに早期から支援できる教育相談体制を充実する。

「教育機会確保法」が制定された。不登校の子どもたちの居場所について、豊山町はどういう形で向き合えるのか。

**Q** 一適応指導教室しいの木」のHPに、教室の内容や電話相談ができることや近隣フリースクールを記載するなど充実を求める。

**Q** 教育機会確保法の基本理念「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保

**A** 教育委員会事務局長  
活動内容や保護者への案内を充実させ、気軽に相談しようと思えるHPを検討していく。